

令和3年4月23日

独立行政法人農畜産業振興機構

肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）の令和3年度における事業
対象頭数の上限に係る理事長が別に定める係数について

肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機第
5241号）第4の2の（2）の規定に基づき、令和3年度における事業対象
頭数の上限に係る理事長が定める係数を100分の100と定めたので公表し
ます。